

平成 17 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社
代表者名 取締役社長 坂井淑晃
(コード番号 6803 東証第 1 部)
問合せ先 広報グループマネジャー
水石和夫
TEL (0422) 52-5009

債権の取立不能または取立遅延ならびに
関係会社株式の評価損発生のおそれに関するお知らせ

当社の取引先であり、また当社が 50%出資しているティアック オーストラリア PTY.,LTD.が、平成 17 年 3 月 30 日に Voluntary Administration (任意管理) の手続きを行ったことに伴い、下記のとおり、ティアック オーストラリア PTY.,LTD. に対する債権の取立不能または取立遅延ならびに関係会社株式の評価損発生のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 商 号 TEAC Australia PTY.,LTD.
- (2) 所 在 地 280 William St. Melbourne Vic 3000 Australia
- (3) 代表者の氏名 Gavin Muir, Managing Director
- (4) 資 本 の 額 6,300 千オーストラリアドル
- (5) 事 業 の 内 容 コンシューマ機器製品の販売

2. 当該取引先に対する債権等の種類および金額 (平成 17 年 2 月 28 日現在)

売 掛 金	1,094 百万円
輸 出 手 形	1,994 百万円
普 通 株 式	225 百万円
合 計	3,313 百万円

3. 今後の見通し

当該事実は、ティアック オーストラリア PTY.,LTD. がオーストラリアにおいて、Voluntary Administration (任意管理) の手続きを行ったことによるものですので、債権者会議の結果を確認の上、対応を図る所存です。弁済見込額等は現在不明であり、当社に及ぼす影響の程度も不明ではありますが、同債権に対する引当等の処理、および関係会社株式の評価損の処理におきまして、平成 17 年 3 月期の業績に影響があるものと予測されます。詳細につきましては、内容が確定次第発表いたします。

以 上